

通所型サービス（サービスA）

（サービスコード：A7）

R6.4.1改定

サービス内容	○（必須）介護予防運動 ○（選択）食事、入浴、レクリエーション、趣味活動等 ○サービス提供の時間⇒3時間以上 ※送迎有
対象者	○要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	○現行相当サービス対象者以外で、介護保険事業所によるサービスが必要なケース
事業の実施方法	○事業者指定(すべての事業所において改めて申請が必要)
人員基準	・管理者※ 常勤・専従1人以上 ・介護職員 ～15人に専従1人以上 15人～利用者1人に専従0.2人以上 ※支障がない場合、他事業所等の職務に従事可能。
設備基準	・食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・静養室、相談室、事務室 ・消火設備その他の非常災害に必要な設備 ・必要な設備・備品
運営基準	・必要に応じ個別サービス計画の作成 ・従事者又は従事者であつた者の秘密保持 ・運営規定等の説明、同意 ・事故発生時の対応 ・従事者の清潔の保持、健康状態の管理 ・廃止、休止の届出と便宜の提供等
サービス提供者	○指定通所介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施（ケアマネジメントA）
個別サービス計画	○必要に応じて作成
計画期間	○介護予防通所介護に準じる
単価	週1回程度 1月につき1,438単位 週2回程度 1月につき2,896単位 ※加算なし ※要支援2の方が週1回利用の場合、週1回程度での請求になります
利用料	○1割～3割 入浴代、昼食代、趣味活動経費は実費負担 ※ともに事業所で設定のこと
給付管理	○対象 ・要支援者⇒介護度による予防給付の支給限度額 ・事業対象者⇒予防給付の要支援1の支給限度額
事業者への支払	○国保連経由での審査・支払